

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）令和4年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント手続等）

No.	冊子	頁	項目	意見の内容	意見に対する考え方
1				<p>昨年のパブコメでも提案しましたが改善されておりません。再度、申しあげます。初歩的なことですパブリックコメントのやりかたの問題</p> <p>①市民に案内のしかたが、果たしてこんなやりかたでいいのか。11月16日の広報に、幅5cm、縦10cm程度の記述掲示である。多くの市民は、見落とすということ。「津市地域防災計画」というでかい市民の命に関わる話。</p> <p>②計画案を変更するというなら、変更案の内容と説明を広報で知らせ、意見を求めることが必要。</p> <p>③1年間の実施した内容の検証が必要。</p> <p>④コメントを求める期間は1ヶ月。拙速すぎる。3ヶ月ぐらい必要だ。</p> <p>⑤自主防災会長会議ぐらい開いて、参加者に説明会を実施するべきだ。乱暴なやり方。民主憲法の下では通用しないことを指摘したい。</p> <p>全体に、津波の対策は、震災編の延長程度の内容である。液状化対策、原発事故の手案はなし。</p> <p>自治体として、県都としての役割を果たす必要がある。以上。</p>	<p>①～⑤の意見については、行政手法に対する意見であるため、地域防災計画の修正には反映しないこととします。</p> <p>また、「液状化」及び「原発対策」でいただいたご意見に対し、以下の考え方のもと、記載内容は現行のとおりとします。</p> <p>【意見の内容】 液状化対策、原発事故の手案はなし。</p> <p>【意見に対する考え方】 液状化対策については、風水害等対策編（P31）、震災対策編（P27、P34、P35）、津波対策編（P7）に記載されていることから、現行のとおりとします。</p> <p>原発事故については、風水害等対策編及び震災対策編に情報収集体制の整備について記載しています。また、避難計画については、原子力発電所からおおむね半径30kmの範囲について策定することとなっていますが、三重県地域防災計画にも記載のとおり、本市はその範囲に入っておりません。</p> <p>原発事故が発生した際には、三重県との連絡を密にし、連携した対応を行う必要があることから、現行のとおりとします。</p>
2				<p>消防団員（訓練を受けている人）が、少なくなっている昨今、指示をしてもらい動ける知識を学んだ人を増やすことが、避難時や避難所の運営をする際に助かると思うので、ぜひ、津市の昔の防災大学のようなものを開いて欲しいです。手助けになる人は多いほどよい、これも自助にあたると思います。</p>	<p>地域防災計画への意見ではないため、今回の修正には反映しないものとします。</p>
3	風水害等対策	75	第2編 災害予防計画 第3章 人的被害の発生	2 避難計画の作成（危機管理部、各総合支所） 新設(5)住民自らによる避難行動計画	<p>本項は水害時における的確な避難行動には、国土交通省が取り組む「マイ・タイムライン」など、地域住民の</p>

	編		を未然に防ぐ避難対策 第5節 避難計画の策定	この項目の新設は、自己責任の明確化かもしれないがハザードマップとはいえ、ケースバイケースがあり、素人が簡単にすらすらと、計画の作成が出来るものではない。教室やセミナー等日常的に開催し、レベルアップとインプットが必要だ。ページ8行目	事前対策が重要であるため、住民自らによる避難行動計画作成に係る記述を追記したものです。 「マイ・タイムライン」の作成方法についても津市のホームページで公開しており、国土交通省作成のマイ・タイムライン検討ツール「逃げキッド」を使用することで簡単に作成することが可能です。
4	風水害等対策編	139	第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第8節 避難対策活動	1 住民の避難（危機管理部、各総合支所） (2) 住民の自主的な避難 この項目は75ページと同様「住民自らで作成した避難行動計画」と自己責任を強調した記述がある。	本項は水害時における的確な避難行動には、国土交通省が取り組む「マイ・タイムライン」など、地域住民の事前対策が重要であるため、住民自らによる避難行動計画作成に係る記述を追記したものです。 「マイ・タイムライン」の作成方法についても津市のホームページで公開しており、国土交通省作成のマイ・タイムライン検討ツール「逃げキッド」を使用することで簡単に作成することが可能です。
5	震災対策編	61	第2編 災害予防計画 第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第5節 避難体制の整備	1 一時的な避難体制の整備（危機管理部） (6) 広域避難体制 南海地震に特定しているが、東海などは考慮に入れる必要はないのか。津波と地震は同時発生、被害内容が重複し避難場所は多く必要。具体的な名称をはっきりすることが必要と考える。抽象的な記述は問題だ。	南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震です。東海地震も南海トラフ地震に含まれます。 広域避難については、津市が令和4年3月に策定した津市広域避難計画により具体的な内容を記載しています。
6	震災対策編	127	第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第13節 食料の確保、調達	1 応急食料の調達体制の確立（市民部、各総合支所、商工観光部） (3) 応急食料の調達 食材、人手等のない時ですが、偏りがちな栄養の食料にならぬよう初期は炭水化物に偏っても、その後は、蛋白質、副菜等の食品に心がけてもらえるよう、栄養関係部署の方々とともに内容の指導をして頂きたい。	本項は災害が発生した直後の状態を想定していることから応急的な食料の確保、調達、供給に重きを置いています。発災直後は一旦、物流が途絶える可能性がありますが2～3日後には、プッシュ型支援、協定先等から様々な物資が提供され、食料状況は改善されます。また、自ら必要と考えるものは公的備蓄ではなく自助、共助の部分で用意するものと考えます。
7	震災対策編	127	第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第13節 食料の確保、調達	1 応急食料の調達体制の確立（市民部、各総合支所、商工観光部） (4) 応急食料の供給 応急ではあっても、野菜ジュース、牛乳(ロングライフミルク)、豆乳等も加えて欲しい。	本項は災害が発生した直後の状態を想定していることから応急的な食料の確保、調達、供給に重きを置いています。発災直後は一旦、物流が途絶える可能性がありますが2～3日後には、プッシュ型支援、協定先等から様々な物資が提供され、食料状況は改善されます。また

					自ら必要と考えるものは公的備蓄ではなく自助、共助の部分で用意するものと考えます。
8	震災対策編	127	第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第1.3節 食料の確保、調達	1 応急食料の調達体制の確立（市民部、各総合支所、商工観光部） (5) 非常用食料の供給 老人・幼児にも食べやすいものを。近年増えている外国人に対して、ハラール認証を受けた食べられる物を考慮して下さい。（イスラム教の人）	本市においては幼児、高齢者の主食として対応するためアルファ米（おかゆ）、乳児に対しては粉ミルク（アレルギー対応）を備蓄しており、ハラール認証を取得した食品についても備蓄に取り組んでいます。
9	津波対策編	12	第3章 津波災害予防計画 第3節 津波災害予防対策の推進	7 広域避難及び自動車避難の受入体制等の強化（危機管理部、市民部、政策財務部） 広域避難及び自動車避難の受入体制等の整備から強化と変更は変えないこと。 強化では、評価の際、進歩なくても良くなってしまうことを危惧する。	津市広域避難方針に基づき令和4年3月に津市広域避難計画を策定し広域避難体制を整備したことから、広域避難及び自動車避難の受け入れ体制等の整備から広域避難及び自動車避難の受入体制等の強化へ文言を変更するものです。